

日野市議会会議録

平成 2 年 第 1 回臨時会

第 15 号

5 月 21 日 開会

5 月 21 日 閉会

日 野 市 議 会

日野市立図書館 81-7354



1581314

次に記した日までに返して下さい。

平成 2 年 第 1 回 臨 時 会 日 程

5 月 2 1 日 (月曜日) 会議録署名議員の指名、会期の決定、議案上程

お問合せ・ご連絡は

中 央 図 書 館	電話代 81-7854
ひ ま わ り 号	
多 摩 平 児 童 図 書 館	電話 81-4744
高 幡 図 書 館	電話 91-7322
日 野 図 書 館	電話 84-0467
社会教育センター図書館	電話 83-2561
平 山 図 書 館	電話 91-7772
百草台 児 童 図 書 館	電話 91-7309
市政図書室(市役所内)	電話呼 85-1111 (内490)

内図M-31-8(80×120) 上

庁内印刷

1581314

日野市議会会議録

平成2年第1回臨時会
第15号

平成 2 年
第 1 回臨時会 日野市議会会議録目次

○ 5 月 21 日 月曜日（第 1 日）

出席議員		1
欠席議員		1
出席説明員		2
議事日程		2
開 会		5
会議録署名議員の指名		5
会 期 の 決 定		5
(議案上程)		
議案 第 37 号	日野市市税条例の一部を改正する条例制定の専決処 分の報告承認について	5
議案 第 38 号	平成元年度日野市一般会計補正予算（第 6 号）の専 決処分の報告承認について	9
議案 第 39 号	（仮称）日野市立青年の森・安曇荘新築工事請負契 約の締結について	20
閉 会		36

5月21日 月曜日 (第1日)

平成2年
第1回臨時会 日野市議会会議録 (第15号)

5月21日 月曜日 (第1日)

出席議員 (27名)

1番 沢田研二君
3番 田原茂君
5番 高橋徹君
7番 天野輝男君
9番 佐藤洋二君
12番 宮沢清子君
14番 福島盛之助君
16番 小山良悟君
18番 一ノ瀬隆君
20番 鈴木美奈子君
23番 黒川重憲君
25番 古賀俊昭君
28番 名古屋史郎君
30番 米沢照男君

2番 執印真智子君
4番 小川友一君
6番 土方尚功君
8番 下村功君
11番 内田勲君
13番 馬場繁夫君
15番 藤林理一郎君
17番 高橋徳次君
19番 板垣正男君
21番 奥住日出男君
24番 簀野行雄君
27番 谷長一君
29番 竹ノ上武俊君

欠席議員 (3名)

10番 福島敏雄君
26番 市川資信君

22番 夏井明男君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	収入役	佐藤智春君
助役	砂川雄一君	総務部長	藤波竜徳君
企画財政部長	長谷川暢男君	生活環境部長	糸川滋君
市民部長	永瀬誠一君	都市整備部長	前田雅夫君
清掃部長	小林修君	福祉部長	坂口泰雄君
建設部長	橋本栄萬君	病院事務長	大崎茂男君
水道部長	高野隆君	学校教育部長	藤本亨一君
教育長	長沢三郎君		
社会教育部長	坂本金雄君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	橋達雄君	書記	斉藤令吉君

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所 所長 関根福次
速記者 保木シゲル君

議事日程

平成2年5月21日(月)
午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

(議案上程)

日程第3 議案第37号 日野市市税条例の一部を改正する条例制定の専決
処分の報告承認について

日程第4 議案第38号 平成元年度日野市一般会計補正予算(第6号)の
専決処分の報告承認について

日程第5 議案第39号 (仮称)日野市立青年の森・安曇荘新築工事請負
契約の締結について

本日の会議に付した事件

日程第1から第5まで

午前11時5分 開会

○議長（小山良悟君） これより平成2年第1回日野市議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員27名であります。

次に、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員については、会議規則第81条の規定により、議長において

3番 田 原 茂 君

4番 小 川 友 一 君

を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

〔議会運営委員長 登壇〕

○議会運営委員長（古賀俊昭君） それでは、先ほど9時45分から開かれました議会運営委員会の結果について御報告をさせていただきます。

平成2年第1回臨時会の会期につきましては、本日5月21日限りと決定をいたしました。

なお、本日上程をされます三つの議案につきましては、十分審議を尽くし、本会議において即決を行う、ということが決定を見ております。

以上、御確認をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（小山良悟君） お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり会期を決定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

これより議案第37号、日野市市税条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告承認の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議員の皆さんには、日常活動御多忙のところ、きょうは臨時議会を開いて3件の議案審議をお願いすることになりました。よろしく願いいたしま

す。

議案第37号、日野市市税条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告承認について提案理由を申し上げます。

本議案は、地方税法の改正により日野市市税条例の一部を改正するもので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき平成2年4月9日付で専決処分したものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君） 関係部長から詳細説明を求めます。市民部長。

○市民部長（永瀬誠一君） それでは、市税条例の改正につきまして御説明申し上げます。

ただいま市長の提案にございましたとおり、今回の改正につきましては平成2年3月31日に地方税法の改正がございました。これに伴うものでございます。

なお、改正条項につきましては、東京都で示しております条例準則に準拠しております。専決処分は4月9日にさせていただきました。よろしくお願い申し上げます。

10ページの新旧対照表から御説明申し上げたいと思います。

まず、24条の改正でございますが、これは市民税の均等割の非課税範囲の引き上げでございます。家族数に乗ずる額が、従来は32万円でございましたけれども、これを34万円に引き上げを行うものでございます。生活保護基準等を目安に改正するものでございますけれども、これによりまして標準世帯におきましては、給与収入の場合には217万8,000円以下が均等割の非課税となるわけでございます。

次に32条の2、そして、次のページの34条の2でございます。この2条につきましては、新たに市民税の所得控除の中に損害保険料の控除を加える、という改正でございます。今までは、所得税では損害控除を認めておりましたけれども、市民税の方では認められておりませんでした。今回の改正でこれを認める、ということになります。

なお、適用は平成3年度からになりますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、14ページ、15ページ、55条の改正でございますが、これは、地方自治法施行令の改正がありましたので適用条文が1条繰り下がる、ということでございます。

次に、16ページ、17ページ、89条の改正でございます。この条項は、身体障害者に対しまして軽自動車税を減免する規定でございます。第1項第1号の改正は、文言の改正でございます。精神薄弱者は精神障害者の中に含まれる、という解釈の上に立った改正でございます。2項につきましては、次のページにまたがっておりますけれども、減免

申請の際提出すべき書類を定めた規定でございます。今までの提出書類に加えまして「患者票等」というものを追加するための改正でございます。

次は、20ページ、21ページでございます。122条の改正でございます。これは、特別土地保有税の納税義務者を定めたものでございますが、区画整理法の改正によりまして新たに「参加組合員」の制度というものが創設されました。今までの保留地とは別に「参加組合員に対して与えるべき土地というものは換地計画の中において定めること」とされました。そのために従前の保留地予定地に加えまして、ただいま申し上げました土地が加わりましたので、「保留地予定地等」と規定し、なお文言の整理をあわせて行いました。

次に、22、23ページでございます。今度は付則の方でございます。第5条の5でございますが、この改正は、先ほど24条で申し上げましたとおり市民税の今度は所得割の方の非課税範囲の引き上げでございます。これは、趣旨は全く24条と同じでございます。

続きまして24ページ、25ページでございます。

15条の改正は、これは地方税法の施行令が改正されまして新たに1項加わりましたので、それに伴うものでございます。

15条の4の改正でございます。これは330平方メートル以上の土地の取得、あるいは保有にかかる、いわゆるミニ保有税の条項でございます。依然として地価上昇が深刻な問題を引き起こしている、という現状から適用期限を2年間延長するものでございます。

次の26、27ページでございます。

これは、みなし法人の規定の改正でございます。個人の事業主で青色申告をしている方が、あらかじめ税務署の方に届けをしておきますと、みなし法人の課税を選択することができるようでございます。今回の改正につきましては、法人税法が変わりましたので、それに伴いましてみなし法人等の税率が変わる、ということで改正をお願いしたものでございます。

次に、28ページ、29ページでございます。中段以降の16条の5の改正でございます。超短期所有土地の特例でございますが、土地譲渡の場合には、5年以上を長期、5年以下を短期というふうなことでやっておるわけでございますが、昭和63年にこの条文をつくりました。それは、不動産業者等の土地転がし、あるいは騰貴的な土地取引の抑制、こういうものを図るためにこの条文ができたわけでございます。2年未満の土地については重課税を課する、ということで、通常8%の税をこれによって11%課税しているわけですね。これを平成5年まで2年間延長する、というものでございます。

次に、30ページ、31ページでございます。

17条でございますが、これは、租税特別措置法が改正がございましたので、適用条文を1条繰り下げる、1項繰り下げる、というものでございます。

次に32ページ、33ページでございます。

17条の2でございます。優良住宅地の造成のための長期譲渡、これの特例でございますが、長期譲渡の場合には4,000万以下が4%、4,000万を超える場合には5.5%の率を掛けておりましたけれども、額にかかわらず4%とする、という特例の条項でございます。優良住宅地の供給と公的土地取引の促進というものを図るために、この適用を1年間延長するものでございます。

次のページ、34ページ、35ページでございます。

中段以降、17条の3でございます。これは市街化区域の農地の譲渡でございますが、これにつきましても5.5を5%とする、という特例でございます。これも1年間延長するものでございます。

以上が、今回の市税条例の一部改正の内容でございます。

なお、5ページをお開きいただきたいと思ひます。中段以降に付則がございます。この条例は、公布の日から施行する。適用につきましては平成2年4月1日から、となっております。ただし書きは、損害保険の控除をうたっております。損害保険の控除につきましては、平成3年4月1日からの施行、このようになります。

なお、2条以降につきましては改正条例の経過措置を定めております。説明は省略させていただきます。

以上でございます。よろしく御承認いただきたいと思ひます。

○議長（小山良悟君） これより質疑に入ります。古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君） 資料のお願いをしたいと思ひますが、税制改革に伴っていろいろな税に対する議論が行われる中で、消費税について非常に突出した議論が交わされているわけでありましたが、一方、減税についての具体的な内容についての資料等の不足から、十分その全体が把握されていないのではないか、というふうに考えます。

今回の人的控除の引き上げに伴う実際の減税額は、具体的には日野市の場合にどのような数字が算定されているのか、今、例えば年収600万のサラリーマン、例えば夫婦2人の標準家庭の場合には、住民税についてはどのように変化が生じてくるのか、そういった点。所得税等についても同様のことが言えるわけでありましたが、ここでは住民税について、市民税についての人的な控除がここで引き上げられたことに伴って、どのような

具体的な数字が示されるのか、もし御答弁があればお聞きをしたいと思ひますし、資料等で御説明をいただければありがたいと思ひます。

以上です。

○議長（小山良悟君） 市民部長。

○市民部長（永瀬誠一君） 今回の改正につきましては、均等割の、あるいは所得割の非課税範囲を引き上げたということで、これについての影響というのは、ごくわずかだろうと思ひます。

ただ、前年度、平成元年度に多くの税制改正がされて、それが市民税の方にも影響を受けております。予算の中でもお話し申し上げましたとおり、特にこれは人的控除が非常に多うございまして、4億4,200万、予算上ですね、これぐらいの額が大体市民税の方では、平成2年度から減税になっておる、という状況でございます。

ただ、今回の条例改正の内容につきましては先ほど申し上げました範囲でございますので、額としては影響はない、とこのように思っております。

○議長（小山良悟君） ほかに御質疑はありませんか。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略いたしたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって、本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって議案第37号、日野市市税条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告承認の件は、原案のとおり承認されました。

これより議案第38号、平成元年度日野市一般会計補正予算（第6号）の専決処分の報告承認の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第38号、平成元年度日野市一般会計補正予算（第6号）の専決処分の報告承認について提案理由を申し上げます。

本議案は、平成元年度日野市一般会計補正予算第6号で、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成2年3月31日付で専決処分にしたものであります。

補正額は歳入歳出それぞれ6億622万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を400億1,343万7,000円とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君） 関係部長から詳細説明を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君） それでは、議案第38号、平成元年度日野市一般会計の補正予算第6号でございます。市長からの提案の中にもありましたとおり、平成2年の3月31日付で専決をさせていただきました。

それでは1ページでございますが、歳入歳出予算の補正額につきましては、6億622万3,000円を追加するものでございます。よって、歳入歳出400億1,343万7,000円という数字でございます。

それでは、2ページ、3ページで御説明を申し上げたいと思います。

まず、第1表の歳入歳出予算の補正でございます。歳入につきましては内容につきましては、地方譲与税あるいは各種の交付金、国、都の支出金、収益事業の収入等の額が決定されました。よって、それに基づいての補正をするわけでございます。特に国、都の支出金については、東京都の監査の際、決定額を予算に反映する、というような指導も受けておりますので、最終、東京都の決定によつての歳入の補正をお願いするものでございます。

歳出でございますが、当然歳入に関連するものをおのおの款・項別に詳細記載しているとおりでございます。事業の完了、あるいは歳入関連の問題、差金等をあわせまして補正をお願いしたわけでございます。

それでは、内容に入りたいと思います。

8ページ、9ページでございます。歳入でございますが、2の歳入、款の2の地方譲与税、項の1の消費譲与税でございます。目の1の消費譲与税、これは平成元年度から新設された項目でございます。当初計上した内容につきましては、東京都の指導に従つての予算計上でございます。最終的には、実績等を踏まえて歳入の決定が減額という

内容でございます。

なお、次の10ページ、11ページまで飛ばさせていただきます。目の1の利子割交付金でございます。ちょうど平成元年度は2年目に当たるわけでございますが、63年の時点におきましては、決算上7億7,000万強という実績があるわけでございます。それに基づきまして、かなり大幅な当初予算を計上させていただきました。これも、やはり東京都の予測によつての計上でございます。最終的には減額ということでございます。

この中身につきましては、都道府県税の5%のうちから東京都が5分の2、5分の3が各自治体の配分基準でございます。特にそれ以外ございません。

12ページ、13ページ、特に説明ございません。

14ページ、15ページにつきましても説明は省略させていただきます。

16ページ、17ページに行きたいと思います。目の1の民生費の国庫負担金でございます。節の部分で3の児童福祉費の負担金でございます。3月議会に補正を増額部分としてお願いした経緯がございます。1億1,070万1,000円という増額を即決をしていただきました。これにつきましては、児童福祉費の負担金の内容として保育園分の増額として補正を5号でお願いした経過がございます。よって今回の減額につきましては、説明欄記載のとおり内容が違うわけでございますので御理解を賜りたいと思います。

なお、節の5の生活保護費の負担金でございます。これにつきましても、当然生活保護世帯の当初の見込み、これの対象減ということでございますが、国庫の負担金の場合には、国の方で最終の年度の補助金が確定するまでなかなか減額できない、という一つの理由がございます。よって、専決をお願いしたものでございます。

なお、18ページ、19ページをお願いしたいと思います。

目の3の土木費の国庫補助金でございます。節の3の都市計画費の補助金でございます。額面がかなり多いわけでございますが、当初の見込みより補助金の獲得ができたということで、ここに補正をするものでございます。

4の教育費の国庫補助金でございます。特に2の小学校建設費の補助金でございます。おのおの記載のとおり、説明欄のとおりでございますが、下欄の方に第5小学校の改築部分に係る3件の減額をさせていただいております。この予算の根拠としては、当初予算を計上するときには児童数の見込み等をある程度立てましての補助申請も行っております。よって、児童数の見込み減による歳入減ということでございます。

3の小学校防音施設費の補助金でございます。これにつきましては、おのおの一小、二小、五小、説明欄記載のとおりでございます。

なお、20ページ、21ページは略させていただきます。

なお、22、23、目の1の民生費の都の負担金でございます。節の6の生活保護費の負担金が減額になっているわけでございますが、これも国庫負担金の関連に伴っての減額でございます。

なお、24ページ、25ページ、目の1の総務費の都の補助金でございます。節では2の市町村調整交付金でございます。これにつきましては、一定の行政水準を確保する、ということで歳出根拠があるわけでございますが、おのおの財政運営割合等の増額ということで最終の決定を見たわけでございます。

なお、3の市町村振興交付金につきましては、今年度につきましては建設事業の充当部分でございます。事業につきましては6事業ということで、1億9,319万9,000円の増額ということでございます。以下は省略をさせていただきます。

なお26ページ、27ページにつきましては、説明欄のとおり特に説明はございません。

なお28ページ、29ページでございます。目の6の教育費都の補助金でございます。節の3の体育費補助金でございますが、下から補助金の中での三つ目、市民プール、そこにちょっと棒線みたいになっておりますが、大変恐縮ですが、これは当初予算の支出の中ではろ過装置自動化改修、「ろ過」に御訂正をお願いしたいと思います。大変恐縮でございます。

なお、多摩川グラウンド管理棟の新築、南平体育館、この3件につきましては当初の歳入を全く見込んでなかった部分でございます。よって3件は新しい補助金の確定よっての歳入を計上させていただきました。

なお、30ページ、31ページ、特に説明はございません。

32ページ、33ページ、目の1の寄附金、これは1件でございます。

なお、その下欄部分の目の1の競輪、競艇事業収入でございます。大幅に増額をお願いするわけでございますが、説明欄記載のとおりの内容でございます。過去63年までは、やや3年間、7億前後の横ばいの歳入でありました。よって平成元年度は大幅に増額になりまして、10億強という数字でございます。

それでは、34ページ、35ページをお願いしたいと思います。歳出部分に入らせていただきます。

款の2の総務費、項の1の総務管理費でございます。目の6の財産管理費でございますが、総体的にはこの歳出につきましては、冒頭申し上げましたが、不用額、差金、あるいは補助金に関連しての整理ということでございます。6の財産管理費につきまして

は、ここに公共施設の建設基金、緑化協会の基金ということで積立をお願いするものでございます。歳入の増額分、歳出の不用額等をここに積立をお願いするものでございます。特に環境緑化基金につきましては、先ほど寄附金の1件ということで歳入で申し上げましたが、公共分としてここに歳入はありますので、それを積立をする、というものでございます。

なお、36ページ、37ページは略させていただきます。

38ページ、39ページにつきましても、おのおの説明欄記載のとおり補助金の確定に伴う対象人員、あるいは事業等の完了等の整理でございます。

なお、40ページ、41ページでございます。目の6の老人福祉施設費でございます。減額をお願いするわけでございますが、特養の老人ホームの開設用の備品でございます。備品の購入につきましては、256点というようかなりの多くの件数になるわけでございます。備品費につきましても、7,295万3,000円を御承認をいただいた中での契約差金でございます。特にベッドの購入、あるいは浴槽と申し上げましょうか、そういったものの差金は、不用額としてここに減額をさせていただくものでございます。

なお、42ページ、43ページでございます。特に説明はありません。

44ページ、45ページでございます。目の2の扶助費でございます。ここに大幅に減額をさせていただくわけでございます。おのおの説明欄記載のとおり国庫、都の補助金の確定よっての減額、あるいは一部増額という内容でございます。

なお、目の2の予防費でございますが、ここに予防接種の集団式、個別式の減額をお願いするものでございます。これは、御承知のとおり対象人員、あるいは接種減ということでございます。すべてを医師会に委託し、大きなものとしては集団式の中ではインフルエンザ、個別式の中では三種混合、というのが接種の対象人員の減でございます。

なお、46ページ、47ページ、目の3の道路新設改良費でございます。これにつきましても、当初予算に5億3,436万円計上させていただきました。すべての事業を完了しての、これは新設改良等を含んで契約差金を減額をさせていただくものでございます。

なお、下欄部分の款の8の土木費、項の4の都市計画費でございます。これにつきましては、やはり3月議会で即決をお願いした中で、5号の中で補正をいたしました。この補正につきましては、都市計画費で13億6,171万5,000円の増額をしたわけでございます。この増額内容といたしましては、土地区画整理事業の特別会計、下水道会計の用地買収のための繰出金でございます。よって今回の専決の中では、おのおの街路事業、公園整備費の増で減額をお願いしておりますが、事業内容、また目的の違う部分でござい

ます。

なお、48ページ、49ページ、目の4の幼児教育援助費でございますが、対象人員、園児数の減によるものでございます。

以上、雑駁でございますが、資料といたしましては過去の6回までの補正等の状況をお手元にお配りしながら、よろしく御承認のほどお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。天野輝男君。

○7番（天野輝男君）　この利子割交付金の減額があった部分で説明がございました。そして、平成元年度を対象に見積もって、それから減額ということなんですけれども、それを聞いてみれば当たり前のように思うんですけれども、その背後には、やはり何かあったんじゃないかな、という勘ぐりもあるわけですね。前年度と同じ形のもので請求したところ減額になった、ということですから、このあたりもう少し詳しく説明していただきたいと思うんです。

それと、19ページの教育費国庫補助金の中で五小の減額になった部分ですね。3,000万ですか、それと二小の校庭の整備ですか、こういうものの減額部分が、やはり当初の見積もりとあわないというのは、ちょっとおかしいんじゃないかなと思うんですが、このあたりをちょっと教えていただきたい。

○議長（小山良悟君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　それでは、1点目の利子割交付金につきまして御説明を申し上げたいと思います。

63年度から新設された利子割交付金でございます。これは、当初のときには、東京都におきましても全く予測がつかない、というような状況の中で、当初予算、確かに2億8,000万を計上をさせていただきました。御承知のとおり内容につきましては、あくまでも各銀行に対する預金利子を結局都道府県に配分する、という根拠でございます。当時の見込みでは、預金利子を計算しまして2億8,000程度の、63年当初は歳入だろう、ということで予測したところが、最終、東京都の確定は7億7,837万2,000円ということで決算上お願いしたわけでございます。

よって、2年度におきましては当然そういったものを推計しまして、当初計上の中で東京都におきましては各自治体に初めて、この程度の配分ができるだろう、ということで、私の方も補正前の各14億4,600強の数字をいただいたわけでございます。

しかし、その見込み違いと申し上げますか、預金利子が割合と伸びない、という

ことで今回の減額が大きな理由でございます。そういった預金利子に関連して預金高等の関連に伴うものでございますので、この減額はぜひ御理解賜りたい、というふうに思っています。よって、平成2年度につきましても、ちょうど東京都からの見込みとしては、この減額された13億強の歳入見込みで計上をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　学校教育部長。

○学校教育部長（藤本亨一君）　五小の件でございますが、五小につきましては、当初23学級を計画して建設に当たりました。児童数の減で21学級ということになりまして、その認められる補助の対象範囲が少なくなった分でございます。

それから、二小につきましては建具の改修を見込んだところ対象外になった、ということでございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　天野輝男君。

○7番（天野輝男君）　五小の件はこれでよろしいんでしょうけれども、二小の建具の件は、どうして対象外になったのか、そのあたりをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　この大規模改修の問題につきましては、7分の2の国の補助があるわけでございますけれど、各年度ごとに文部の方といいますか、国の方では、全国的な改修希望の中で一応予算の範囲の中という形の対象校の指定がございまして、平成元年度につきましては日野第一小学校が対象校ということで補助をいただいた。平成2年度に新しく二小の補助をいただいて、本年度の工事という形で事業を進行していきたい。そういうわけで一年、結局二小の方が国との関係の中で遅れた、というような事情でございます。

○議長（小山良悟君）　天野輝男君。

○7番（天野輝男君）　そうしますとこの二小の件については、延び延びになった部分は、ことし、この補助金を請求したという形で減額になった、ということでしょうか。

○議長（小山良悟君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　そうでございます。平成元年度は一小だけが認められた、という形になっておりますので、本年度、第二小学校の大規模改修を実施する、本年度予算で。そういう中で申請をしてございます。

○議長（小山良悟君） 天野輝男君。

○7番（天野輝男君） 予算を獲得するということになりますと、やはりことしの中から、また東京都や国なりに補正予算を組む枠があればこれはいただけたと思うんですね。しかしながら日野市の財政の中じゃないわけですから、国や東京都にことしの中の予算にのせてもらいたい、と言ってもなかなかこれはのらないんですね。そういうところに私は多少問題があったもんですから、おかしいな、と思ったわけであります。

だから、やはり、こういう幾らかの予算であってもこういうものをいただくには、前もって、やはり前年度に申請するような形でしていただきたい、とこのように要望しておきます。

○議長（小山良悟君） 土方尚功君。

○6番（土方尚功君） 何点か伺いますけれども、先ほどの説明の中での附則といえますか、43ページに児童措置費の関係、特にこの助産施設分ですけれども、当初138万5,000円が大部分が減額になりました。その理由と、それから、ちょっと説明の中ではわかりにくかったですけれども、8の土木費の中の公園の整備費関係が、やはり、6,000万から3,000万に約減額しておりますけれども、さっきの説明の中では、13億何がしの、というふうな説明がありましたが、この辺、具体的にどこが減ったのか、というようなことを御説明いただければと思います。

それから、戻って、説明ではございませんでしたけれども、7ページの関係で事項別明細の中ですけれども、9、10の歳入で国都の支出金関係、合計をしますと1億7,475万2,000円の補正額であります。そして、歳出の関係で補正額がそれに見合った、要するに6億622万3,000円のそれにかかわる補正額の財源内訳、ここではトータルが665万3,000円ということで、要するに歳入に見合っただけの歳出部分が1億6,809万9,000円の差があります。ここら辺の説明をお願いをしたい、というふうに思います。

それから、あとこれは財政の方から離れているかもしれませんが、市長の方になるかと思いますが。総体に当初予算——これは、あと9月の決算しかありませんから、あえてお伺いしておきたいと思います。

当初、356億何がしかの当初予算に対して、今回の補正をして400億を超えました。十何%かになるかと思うんですけれども、数字は私はとらえてはおりません。十数%、新年度予算についても約10%近い伸びがあるわけですが、ここら辺に関して市長はどのように——まだ決算までには期間があるわけですが、今の時点で、これまで伸びたということに関しての感想等がありましたらお伺いしたい。

以上でございます。

○議長（小山良悟君） 福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君） 児童措置費の助産施設の補正でございます。当初予算に比較いたしまして、かなりの減額でございます。これは、当初予算におきましては6人分を見込んでおりましたが、実質的には1人であった、ということでございます。

この内容でございますが、入院分娩を必要としながら経済的に困っている方を扶助するのが目的でございます。そういうようなことで6人から1名に減ということでございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君） 建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君） 2点目の御質問でございますけれども、公園の整備費でございます。

当初予算では、3億8,096万7,000円の中に6,000万円の緑地の買収費が組んであるわけでございます。これ執行額は2,980万9,098円ということで、この不用額が3,019万という数字でございます。これを減額にさせていただく、という予算でございます。

以上です。

○議長（小山良悟君） 企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君） 3点目の御質問でございます。

7ページの歳入歳出予算事項別明細書の中で、歳入部分で9、10の国庫の支出金、都の支出金の関連と、歳出部分で特定財源の内訳の中での国庫支出金の差か、というふうに理解をするものでございます。補正予算につきましては、当然この歳入部分と歳出の目の関係の問題が一つある、ということでございます。

具体的に申し上げますと、この歳入部分で国と都もあわせると、差し引きますと1億7,475万2,000円あるかと思いますが。よって、この中には、歳出では665万3,000円しか国と都の支出がない、という御指摘かと思います。本来、当初予算であれば、この御指摘の部分につきましては一致をあくまでもするものでございます。しかし、補正になりますと歳入のうちの財源に充当すべき支出の目がない場合には、歳入だけで、歳出部分の連動が出てこない、ということでございます。よって、一般財源の振替についての結果の差が生ずる、ということでございます。

この専決の中で具体例をひとつ申し上げますと、ページ25の中では、市町村の振興交付金が1億9,319万9,000円あるわけですが、この特定財源として事業費、6本

の事業に充てる、というような内容でございます。よって、この中では特養の関係の事業充当がありますし、教育整備費の充当すべき小学校の学校建設費等の目が、ここに専決の中にはない。よって歳入部分の国庫、都の支出に関連して、すべての目が歳出部分に出てくる場合には、あくまでも御指摘のとおりこれは整合性が保てるわけでございますが、よって予算計上の中では、当初予算計上時点の中では、すべてが合いますが、補正の場合には、目の関係等が生じない場合には、ここに差が出る、という内容でございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 御質問の当初予算と、それから最終補正予算の、いわゆる予算規模がかなり大幅に膨らんでおる状況について、どのような理由によるものか、こういう御質問の趣旨かと思います。

背景の経済情勢といたしましては、歳入が国にも都にも、あるいは我々の自治体にもかなり増収になって、その影響で事業執行を膨らませた、こういうことになるわけですが、決算をまだまとめておりませんので何がどうということは、ちょっと説明しがたいわけでありまして、こういう結果になった、というわけでありまして、強いと言えば、この年度は市長選挙のあった年度でもございますし、そういう意味で当初予算は、予備費に4億円を計上いたしましたり、それから、ごく手がたく予算を組んだということであったかな、という感じもするわけでありまして、執行面で大幅に事業を伸ばし得た、という経済界の好況の背景が大きかった、このようにも存じております。

これから、十分決算にあわせて分析をし、正確な認識を持ちたい、とこのように考えております。

○議長（小山良悟君） 土方尚功君。

○6番（土方尚功君） 福祉関係のはわかりましたし、それから、建設部長のお答えの中のものは、一応、当初目的とした用地の部分についてはとらえられたんだ、というふうに理解をしてよろしいかと思うんですけれども、要するに、それで不用額だというふうに理解をします。これは結構です。

それから、財政の方の歳出に見合った部分は、ということで説明としては了解をいたしました。逆に当初では、今合致をしている、ということでもありますけれども、当初予算では2,000円の違いがここにありました。

それから、6月の補正ではゼロ、ゼロ、要するにびったし一致を見ている。それから

9月の場合には195万1,000円の違いが出ている。それから、12月には994万6,000円の違い。それから、1月は要するに一致をしている。それから、3月の補正のときにも一致をしている。こんなことであります。

経過を都度、都度で見ますとわかりづらいんですけども、今、財政部長が一致をしているんだ、というふうなお話がありました。確かに、2,000円程度は正確には一致はしていないわけですが、総体としては一致をしている。そして、この時点で、果たしてこれがいいものかどうか、という一つの問題提起としてはおきたいと思うんですけれども、確かに補正にかかる国都の支出金の支出の部分だけで見れば、確かにこういうことでありますけれども、それに見合ったものは結局一般財源に全部入れちゃっているということですね、事実。

ですから、果たして一般財源がこれで正しいのかどうか、ということになれば国都の部分もほかの部分に入ってくるのかどうか、いろいろ難しい点なので、ひとつ今後、こちら辺は表示すべきかどうか、というような問題も含めて検討をひとついただければと思います。

それから、市長の方は、確かにまだ今の時点ですから決算に向けて、というお答えであります。我々も見ている範囲では確かに相当の伸びがあるわけですから、逆に言えば手がたく、というようなことも今の説明の中にもありましたけれども、また予備費は予備費として取っておいたものは、例の手当関係といえますか、そういう部分に回されて、そのものというのは総体の予算の中にはあったわけですから、必ずしも——予備費の部分を例に挙げてお話がありましたけれども、そこには限らない部分の別途の部分で伸びている、という判断がつくわけですので、これに向けた結果は決算委員会でお話をいただくとして、ただ、とらえ方として、やっぱり今の時点で、最終的にこの数字がそう極端には動かないということでもありますので、市長という立場からすれば、もうちょっと突っ込んだお話がいただければありがたかったかな、というふうに思います。

以上、感想的なものも述べましたが、その中で質問を終わります。

以上です。

○議長（小山良悟君） ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって、本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって議案第38号、平成元年度日野市一般会計補正予算（第6号）の専決処分の報告承認の件は、原案のとおり承認されました。

これより議案第39号、（仮称）日野市立青年の森・安曇荘新築工事請負契約の締結の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第39号、（仮称）日野市立青年の森・安曇荘新築工事請負契約の締結について提案理由を申し上げます。

本議案は、（仮称）日野市立青年の森・安曇荘新築工事の請負契約するもので、地方自治法第96条第1項第5号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

入札の結果、6億5,096万円で株式会社、松本岡谷組が落札いたしました。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君） 関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君） それでは、議案第39号、（仮称）日野市立青年の森・安曇荘新築工事請負契約の締結について御説明いたします。

1ページでございますけれども、工事名は（仮称）日野市立青年の森・安曇荘新築工事でございます。契約金額は、先ほど提案のとおりでございますけれども、6億5,096万円でございます。契約の方法でございますが、指名競争入札でございます。工期は契約の翌日から平成3年6月28日まででございます。契約の相手方は、長野県松本市宮淵一丁目3番30号、株式会社 松本岡谷組、代表取締役 百瀬方康でございます。

2ページでございますけれども、2ページは入札の状況が記載してあるわけでございます。現説を4月の23日、入札を5月10日に執行いたしました。第2回目の入札で8番

の株式会社、松本岡谷組が落札をいたしました。

工事の概要でございます。3ページになりすけれども、工事場所でございます。長野県南安曇郡安曇村4306番地4。面積でございます。敷地面積が3554.30平方メートル、建築面積は709.52平方メートル、延床面積は、本棟が1191.38平方メートル、浴室棟が200.94平方メートル、合計1392.32平方メートルでございます。地階、1階、2階、それぞれ記載のとおりの内訳でございます。

工事の内容でございますけれども、建築工事といたしましては鉄筋コンクリートづくり、地下1階、地上2階、一部木造でございます。木造部分については浴室棟でございます。地階は機械室、電気室、車庫、1階については玄関ホール、ロビー、フロント、事務室、食堂、厨房、客室の1、2、3の3室、それから浴室、管理人室、従業員室、こうなっております。2階につきましては、研修室、ラウンジ、客室、4から10号の7室でございます。

電気設備でございますけれども、4ページになりますけれども、受変電設備でございます。これにつきましては中部電力からの配線でございます。受電電圧は3相3線式の6600ボルト50ヘルツでございます。地下の電気室に屋内のキュービクルを設置してございます。電灯変圧器100キロボルトアンペア1台、動力変圧器30キロボルトアンペアが1台、契約電力は93キロワットでございます。

それから、幹線動力設備といたしましては各電灯分電盤、それから動力盤への電源配線等がございます。それから、電灯コンセント設備、それから電話配管設備、それから放送設備、インターホン設備。5ページになりますけれども、電気時計設備、それからテレビ共聴設備、それから、身障者トイレ用といたしましての表示設備、それから、火災報知設備等がございます。

それから、次に機械設備工事でございますけれども、給排水衛生設備といたしましては給水設備、それから給湯設備、6ページになりますけれども、排水設備、それから衛生器具設備、それから、風呂循環ろ過設備、それからプロパンガス設備、浄化槽設備工事、それから厨房機器設備、それから焼却炉がございます。

それから、暖房換気設備でございますけれども、熱源の方、それから付属機器設備、それから7ページになりますが、放熱器設備、配管設備、床暖房設備、1階のロビーの床暖房でございます。それから換気設備、それから自動制御設備、これは1階事務室に中央監視装置を設けるものでございます。

以上が工事の概要でございます。

8ページには外観図、9ページには配置図、10ページからは地階の平面図、11ページが1階の平面図、12ページが2階の平面図となっております。

以上、雑駁ですが、御説明をいたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君） これより質疑に入ります。名古屋史郎君。

○28番（名古屋史郎君） これは、外構工事というか駐車場などは、どの規模だということがどこかに載っているんでしょうか。見落としているかもしれませんのでお願いいたします。

○議長（小山良悟君） 建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君） 駐車場の図面でございますけれども、お手元の資料の9ページに記載されております。左側の方でございます。15台収容、ということでございます。

○議長（小山良悟君） 名古屋史郎君。

○28番（名古屋史郎君） だから、それがどこに——図面では出ているけれども、外構工事だから工事の説明のどこに何台収容して駐車場部分がどのぐらいの広さで、ということが、この工事の中に入っていないのか、ということなんです。

○議長（小山良悟君） 建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君） 工事費の中には含まれておりますけれども、この概要の中には特に駐車場としてうたっておりません。

○議長（小山良悟君） 名古屋史郎君。

○28番（名古屋史郎君） 市民を連れて行ったりするわけですから、どういう車がどれだけとまれるのかな、ということは当然知りたいんですよね。例えば、バスは何台まで可能だとか、バスはこの場所にはだめで違う例の場所にとまるしかない、とかいうところを知りたいと思いますので、わかる範囲でお願いいたします。

○議長（小山良悟君） 建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君） 先ほど、9ページの配置図の中で15台収容というのは、乗用車15台ということで一応計画を持っているわけでございます。

○議長（小山良悟君） 名古屋史郎君。

○28番（名古屋史郎君） そうしますと、大型バスというか、バスはどう考えているのか、何か駐車場があったような気がしますが、有料になるのかどうなのか、細かいことですけれども、お聞きします。

○議長（小山良悟君） 学校教育部長。

○学校教育部長（藤本亨一君） 日常は一般車両の普通自動車を考えているわけですが

れども、例えば、マイクロバスとかそういうものが来たときには、この入り口の回る部分のところで邪魔にならないようにとめよう、という考えでございます。

○議長（小山良悟君） 高橋徳次君。

○17番（高橋徳次君） この建物ですけれども、これは将来増築可能なのかどうか、その点、伺います。

○議長（小山良悟君） 建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君） 将来の増築を見込んだ建物になっております。

○議長（小山良悟君） 高橋徳次君。

○17番（高橋徳次君） この安曇荘ですけれど、これは、たしか昭和63年の12月の定例会で提案されて文教委員会へ付託された、というものであったと思います。そのときに付託されたのは、かつて契約金が2,880万ということで、文教委員会としてもそのときの最後のまとめの日ですか、これだけのものをあれするのに現地も見ずに、ただ論議するのはうまくない、ということで議会最終日の前日、まとめの日ですね、急遽、朝から現地へ行きました。ところが、現地を見たところが非常に地形が悪い、ということで大分論議されたんですけれど、そのときに、やっと2区画ではなくて3区画で、という附帯意見をつけて可決された、そのように記憶しております。

ところが、平成元年の7月でしたか、第1回の安曇荘の建設懇談会が設置されて、そこでの説明ですと2区画がいつの間にか1区画で当然のように説明された、というように中でその懇談会を待っていただいて、また議会の方へ再度諮ってもらった、といういきさつがございます。

先ほど、建設部長に伺った将来増築の可能性があるのかどうか、これを伺ったのは、要するにその附帯意見はどうなるのか、また、その点、本当に将来やる気があるのかどうか確認したい、ということで伺いました。

そういったことで、一番問題になりました2区画でも狭い、ということが1区画になってしまったということ、これは昨年の5月30日には安曇村から正式に1区画ですよ、という文書がこちらの方へ届いている。そういった中で7月に平然として1区画で事を進めようとした、この辺が非常に問題になって、この審議会は9月まで待ってほしい、ということで待たせた経過がございます。

そういった中で市長に伺いたいんですけれども、市長、本当に将来、それも近い将来、この安曇村と話し合って本当にもっと拡張してもらえるものかどうか、その点、市長の考え方を伺いたいと思います。

○議長（小山良悟君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 安曇村の村有地を借りる当初の執行機関側と申しましょうか、2区画を貸していただける、ということでそのような借地の予算計上をし、その後、1区画に範囲が狭まった、こういうことで御迷惑をおかけをしたことは、よく記憶をしております。向こうもそのことの、当初の我々の約束の趣旨に異存はないわけでありまして、今年度予算を、当初予算の固まりました直後、つまり4月の初旬だったと思っておりますけれども、公式に私が出向きまして村長と、予算計上を議決をしていただいております旨、あわせて、ことし、したがいまして事業を起こすことになります、と公式のあいさつを申し上げ、また今後の用地の確保については、かねがね申し上げておりますとおり、ちょっと我々の日野市側と、それから安曇村側とにそごがあった。この点については後日、ぜひ、よろしくお願いをいたします、とこのようなあいさつをまいりました。御当局のお話では、日野市の意向に沿うように努力をする、ということを経理さん、あるいは議会側もその後の御了解があって話し合いは整っております。

できるだけ今後も信頼関係を高めながら実施をできる、このような考えで今回の工事のことも検討の中に含めております。できるだけ早くそういう結果を確立をしたい、このように——もう既に向こうでも御了解をいただいておりますということなんで、交渉を信頼関係の中でつくっていく、これには全く異論もございません。議会の御指摘のことも十分尊重して取り組んでまいります。

以上です。

○議長（小山良悟君） 高橋徳次君。

○17番（高橋徳次君） 先ほど申し上げたとおり、これはかなり難産で生まれてきたものということと、将来的には恐らく、これは50人収容ですか、とても狭いんじゃないか、というふうに考えられます。また、市民の一般の方々の話を聞いても、もっと広いものが欲しい、というふうな要望が強いようです。

そういったことで、今後、なお議会の議決を尊重していただいて積極的に、早くその増築のめどを立てていただくように一層の努力をお願いしたいと思います。

終わります。

○議長（小山良悟君） 天野輝男君。

○7番（天野輝男君） 2点ばかりの質問をさせていただきます。

特にこの工事請負の件なんですけれども、やはり東京と地方とは、坪単価が多分違うと思うんです。そして、この中には東京の業者が入っているような形なものですから、

こういう形になったと思うんです。例えば人件費をとってみても、やっぱり3割ぐらいは安いんです、地方は。そして、この間もある建築業者が話しておりました。「東京の半分の人件費でできるでしょう。もし東京に地方の業者が来た場合には、半分くらいでやります」という私は回答をいただいております。

そういう面から見たときに、この業者の単価というのは、東京の単価にほぼ近いものだと思うんですね。そういう面でこのあたりをどう考えていたのか。例えば長野県で、こういう日野市で入札して、こういう高い建物をつくると、これはやっぱり基準になってくるわけですね、公共のそういう施設の中で。これは困るんじゃないかと思うんですね。長野県では、こういう日野市のような建物を日野市独自で入札させて、そして東京の業者をやって、そして向こうの業者に落札していただいた、ということは地域のためにもなると思うけれども、このあたりをどういうお考えでこの東京の業者を——結構入っているようですし、入れて入札を組んだのか。

それと、もう1点は、今、高橋徳次議員の方からも——議会を軽視しているんじゃないか、という附帯意見を私どももつけたわけでございます。そういう面で、私はこういう工事というのは、やはり、多分お互いにそういう民宿なり経営している方々から、ある程度、この日野市のように大きいものをつくられた場合には、日野市の人は、まずほかの民宿、そういうペンションなりそういうものに宿泊いたしませんから、そうなった場合には、営業権というものを考えた場合にはそういう大きいものは困るんですよ、というような形のものは多分あると思うんですね。

だから、少なくともこういう施設をつくるということになりましたときには、少なくとも用地だけはしっかり確保をして、これだけのものを日野市はつくりたいんだ、そして、この3区画をどうしても日野市議会の議決を得ているから、それだけの土地をまず確保していただいけませんか、という形で話を私は進めるのが一番正しい方法じゃないかな、と思うんです。そういう面で、1区画確保ができたからむりやりつくってしまう、というようなことでは私たち、ちょっと納得ができないんですね。

そして、たまたま名古屋議員の方からもありました駐車場の件についても、私も多分50人収容ですから、そういう面では、15台分とまれれば確かに間に合う規模の駐車場だと思うんです。しかしながら、将来的に考えた場合には、これらの駐車場だけでは当然足りないと思うし、やはり今後話し合いの中で、どういう形で進めるかわからなかったけれども、ちょっとこの建設については無理があったんじゃないか、というようなことを感じておるわけです。

そういう面で、入札の件と、そして、この安曇野の今度の建築の件について、私が今言ったことについて何か答弁がありましたら、ひとつお願いします。

○議長（小山良悟君） 助役。

○助役（砂川雄一君） それでは、ただいまの御質問の前段の部分についてお答えをいたしたいと思います。

御承知のとおり、この（仮称）青年の森・安曇荘の建設の場所は国立公園内で、かなり海拔1,500メートルぐらゐの高地にあります。しかも冬季、非常に早くから寒くなって雪が積もる、というようなことで、やはりそこでの工事を行うためには、やはり現地とそういった事業に慣れている業者に優先してお願いをするのが、最も工期の問題にしても、いずれにしても非常に妥当だということで、地元の業者について、地元の業者、要するに長野県の業者につきまして長野県等に照会をしまして、あるいは安曇村等にも照会をして資料も得て、その中で中堅クラスの業者を選定をさせていただく、という形で業者については選ばせていただきました。

以上でございます。

○議長（小山良悟君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 村有地の借用契約の中で安曇村の議会にお諮りされたときの発言等の資料もいただいたわけであります。つまり、日野市の1000平米規模の建物は1区画で間に合うのではないかと。それから、もう一つの懸念は、日野市が日野市民に使わせることはもちろんだが、遊休の機能を他に貸し出す、ということがあるのではなからうか。つまり、安曇村では自治体の施設をつくるために契約をした事例がないものですから、そのようなことが懸念をされて、そうすると地元の民宿経営者を圧迫するようなことにもなりかねないのではないか、という論議が区画数の制限になった、とこのようなことがわかりました。

そこで、ごあいさつに行きました際には「日野市は日野市独自の使用条例を定めることとなりますし、遊んでいる期間を他市の方とか、あるいは他の目的に使う、ということとはございません。むしろ多数の市民が一度にお邪魔するという際には、地元の民宿をぜひあわせ貸していただくように、このようなことで相互の協力関係、あるいは信頼関係を高めるように図ってまいります」ということを御当局によくお話をいたしまして、わかった、ということでございます。

そういうことから、だんだん制限をされた理由が解消してきておりますので、時期を見て日野市の御希望に沿うようにするから、という回答をいただいた、というのが先は

どのお答えに補足する部分でございます。

なかなか初めての仕事ですから、観光協会とか、あるいは議会関係の方の慎重であった、ということがわかるわけでありますから、日野市がそれに信頼をもって応えることになるわけでありますから、理解は既にいただけておる、このように感じております。

以上です。

○議長（小山良悟君） 天野輝男君。

○7番（天野輝男君） 今の助役の答弁の中では、ここに書いてあるのは全部、そうすると長野県の業者なのか、そうじゃないと私は思うんですね。これは東京に本社があるような業者もあると思うんですね。そういう中で、確かに長野県だけの業者から入札した、というのであるならば、これはまた別な考え方があるでしょうけれども、長野県の業者も、また東京の業者も一緒にたにして入札させたと思うんです。そういう面で私はあえて言っているわけです。

ということは、坪単価が違うんです、東京と要するに地方と。だから、そのあたりを私は、もう少し、多分長野の単価の方がもう少し安くできたんじゃないかな、ということを感じておるものですから、このことについては申し上げました。

もう1点は、今、市長の御答弁で大体の了解をいたしたわけでありますけれども、やはり契約と満期で契約する、というようなこととは、私は違うと思うんですね。やはり日野市の要請の中からこういう場所を確保して、日野市の将来的なために確保する、ということであるならば、はっきりしたところの契約書なりを交わして確保しておく、ということが一番正しい方法じゃないか、とこのように思うんです。

このあたりをもう一度お答え願いたいと思います。

○議長（小山良悟君） 建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君） 第1点目の、先ほど助役がピックアップした業者についての御説明をしましたけれども、この10社の中で2社、5番と7番ですか、これは確かに東京の業者でございますけれども、地元の長野県には出張所等がございます。あとは8社は全部長野県の業者でございます。

それから、単価的な問題でございますけれども、積算単価は、ほとんど都道府県同じの単価になっております。ただ寒冷地ということになりますと、この内容ですね、要するに構造面、そういうものについては若干違った面もございますけれども、ほとんど積算については、そんなに差はない、ということでございます。

以上です。

○議長（小山良悟君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 御指摘のとおり、これからも慎重に約束事は守る、ということも大原則でありますし、我々もまた、そのような信頼をもっておつきあいをさせていただく、ということで御理解を求めている、と思っております。

○議長（小山良悟君） 天野輝男君。

○7番（天野輝男君） そうしますと、早い時期に契約書なり交わして、あとの2区画を確保する、という形でよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（小山良悟君） 古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君） この議案書、並びに今までのやりとり、及び説明でわからないことをお聞きをいたします。

経過については先ほど、前に文教委員長を当時務めた高橋議員の方から経過の説明がありましたので、その点についての質疑はいたしません、まず、宿泊人員については一応50名を予定する、というのが今までのやりとりの中にあっただけですが、この資料の中、及び答弁の中では、その人数についてはまだ示されておりませんので、何名宿泊可能な施設なのか、その点についてお尋ねをいたします。

それから、さきの議会で提出をされた、この安曇村との契約書の写しによりますと、契約期間は平成2年3月31日ということになっております。契約の更新についての規定ももちろんあったわけですが、現在では、契約の状況はどうなっているのか、この点について、お尋ねをいたします。

それから、契約書に関連をしてですが、この安曇村の保養施設の所在地は、「安曇村4306-4番地」と契約書には書いてありますが、議案書には「安曇村4306番地の4」と番地の表示の位置が違っております。この表示については、どちらが正しいのか教えていただきたいと思っております。

それから、これは将来のことになりますが、この施設の運営並びに管理の形態については、どのような形を考えておられるか、この点についても御回答をお願いいたします。

それから、先ほど助役の話にもありましたが、国立公園の区域内ということでいろいろ規制がある、ということは、私どもも承知をいたしております。さきに配られております資料によりますと、道路からの境界の規制もあったと思いますが、その点についてはどうなっているか、御説明をお願いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（小山良悟君） 建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君） 1点目の宿泊の人員でございます。50名でございます。

○議長（小山良悟君） 総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君） 契約の件でございますけれども、更新については1年ごとということでございますので、現在手続きを行っておるということでございます。

それから、地番の表示でございます。これにつきましては、安曇村の当局と打ち合わせの結果、安曇村でも今まで表示が各所ばらばらであった、ということで、ここで統一をしたいということで、この地番を正式な地番ということで安曇村との話がついてございます。

以上です。

○議長（小山良悟君） 社会教育部長。

○社会教育部長（坂本金雄君） （仮称）青年の森・安曇荘が新築完成をいたしますと、その時点で教育委員会事務局の社会教育部が主管部になります。完成が6月の28日でございますので、私どもは来年の3月いっぱいには管理運営の具体的な形をまとめ上げたい、このように考えております。

現在のところ、まだ将来の管理運営について基本的な構想が立っておりませんが、なるべく早い時期に地元とも十分な連携をとりまして、来年の3月までにつくり上げたいと思っております。

○議長（小山良悟君） 建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君） 境界線のことでございますけれども、道路より境界の規制がございます。壁面までが10メートル、それから敷地の境界からは5メートル、それから、ここには南側になりますか、川が流れておりまして川からの境界もございます。これについては8メートルということで、それぞれ、こういう境界の線で建物を設置しているということでございます。

○議長（小山良悟君） 古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君） 宿泊人員については50名ということで、わかりました。

それから、契約の更新についてでございますが、現在手続き中だ、というお話ですが、3月31日に契約が切れているわけです。村と日野との信頼関係に基づき当然更新されるものだと思いますが、こういった、将来にわたり長く市民が利用する保養施設の更新の手続きが2カ月もできない、というのは、ちょっと奇異な感じがいたしますが、更新については、もう少しスムーズに契約ということが私はできるのではないかと思います。何を今手続きとしておやりになっているのか。毎年更新しなければ、法的には

日野は勝手に占拠している、利用している、ということになってしまうわけですね。不法占拠の事態も発生をする、ということですので、更新について現在どういうことが行われているのか、手間取っているのか、順調に行っても2カ月かかるということなのか、その点、もう一度御回答をお願いいたします。

それから、この所在地の表示については、安曇村も今まで統一していなかったけれども、両方で話し合いこの議案のとりの表示に統一をした、というお話であります、登記簿や、それから番地表示について決まっていなかった、というのも随分、安曇村がそういうやり方をしてきた、というののもちょっと信じがたいような話なんです、それでは、土地賃貸契約書の番地の表示については、今後、一切使用されない、ということでもいいのかどうか。契約書の所在地と、それから議案書の所在地の表示が違うというのは、お役所のおつくりになる文書としては、ちょっとどうかな、というふうに思いますので、もう一度この点、お尋ねをいたします。

それから、境界の件であります、壁面線の規制については10メートルというふうにおっしゃったんですが、この図面を見ますと、配置図でその点を確認しますと10メートルになっているかどうか、ちょっと私わからないんですが、この点、もう一度よく理解できるように図面を見ながら御説明をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（小山良悟君） 総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君） まず、契約の件でございますけれども、当初は1年、それ以降は2年から5年の期間、ということになりますけれども、現在、床面積等がはっきりするということで、面積が、単価が変わって来ます。その点で調整をしているところでございます。

それから、地番の件でございますけれども、私どもといたしましては安曇村の申し出のとおりを進めてきたわけでございますけれども、ここで統一をするということでございますので、契約につきましても、したがって正しい地番になる、ということでございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君） 建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君） お答えをいたします。

図面の配置図の上の部分に5メートル50と記載されております。ここが先ほど私が説明した、道路からの壁面線が10メートル、というようなお答えをさせていただいたんで

すが、ちょっとこの点が違いますもんで、またちょっと調べましてお答えさせていただきたいと思います。

○議長（小山良悟君） 古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君） まず最初に、契約の期間については安曇村に支払う使用料等の額の算出に当たっては、建物については割増しの料金があるということで、建物の面積が確定をしなければ契約がきちんと結べない、ということはよくわかりました。

そして、今後はその契約が成立をすれば、その後の契約の更新に当たっては2年から5年の契約期間、というふうになるとおっしゃいましたが、その2年から5年というのは何を根拠におっしゃっているか、その点、私は初めてお聞きをいたしましたので、もう一度教えていただきたい、このように思います。

それから、地番についてはわかりました。こういう不動産登記の地番表示について変更がある、というのも随分おもしろいお話なんですけれども、どちらに何があったかというのは別にして、議会に出されるものにこういった差がある、というのは非常におかしなことでもありますので、契約等の締結に当たっては地番表示等について、十分確認をしてやっていただきたい、このように思います。

それから、壁面と、それから道路や川、隣地との境界の規制について今御答弁がありましたが、今まで議会に出された資料や、それから文教委員会の説明等では、国立公園地内でいろいろな規制がある、建物をつくるに当たっては、それらの規制をクリアしなければならない。特に自然を守り周りの環境を破壊しない、ということで、こういった規制があるのは当然のことではあります、今、地球を守れということで大騒ぎをしているときに、壁面と道路境界との規制の数字が違う、というのは、ちょっとこれはどうかと思うんですね。

後ほど私、個人的にこっそり教えていただくのは、それは構わないんですが、これは事自然環境を守るということで、また国立公園のいろいろな人的な被害や伐採等、いろいろな破壊から守るということで、こういったことが規制されているわけですから、この点を黙って目をつぶってこの審議を終了するというのはどうかな、と思うんです。もし、今御回答がなければ少し時間をとっていただいても、その点ははっきりした方が日野市議会のために私はいいいのではないかと、いうふうに思います。議長の方に御判断いただいても結構ですが、御回答があればお聞きをしたいと思います。

○議長（小山良悟君） 総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君） 契約の件でございますけれども、平成2年からは5年ごと

の契約になる、ということでございます。これは安曇村が、他の貸付地がございすけれども、これらの期間とそろえる、ということのようでございます。

以上であります。

○議長（小山良悟君） 建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君） 大変申しわけございませんでした、時間を割きまして。

先ほどの質問でございすけれども、お答えしたときに、道路から10メートルというのを基本で私お答えさせていただいたんですけれども、今確認したところ、この道路は必要道路、要するに重要道路の場合は、壁面の場合は10メートルという規制があるわけでございます。今回のこの場所については、その規制は当てはまらないで5メートル50でよろしい、ということでこの数字になっているわけでございます。

ちょっと私、先ほどの回答の仕方が申しわけなかったんですけれども、一応この5メートル50でクリアをしている、ということでございます。

それから河川については、この図面には出ておりませんが、先ほど申したように河川については8メートルですか、これをクリアをしているということでございます。

○議長（小山良悟君） 古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君） 5メートル50で規制をクリアしている。つまり対象にならないということで正しいだろう、というふうに私は思います。

ただ、今まで議会に配付をされた資料が過去幾つかあるわけですね。日野市林間施設懇談会設置要綱や、それから事業計画日程、それから、林間施設懇談会の委員の名簿、それから安曇荘建設計画概要、それから略図等いろいろありますが、この資料には——議会に出されたものですよ、これには壁面線の規制として、道路境界より10メートルということが、わざわざ書かれておりまして、しかも建設計画の建物については道路から10メートル離れていますよ、ということをわざわざ図示して、この施設については道路から10メートル離さなければ建てられないものです、ということを議会に過去配っているわけです。

ところが、契約書として出てきたものには、いや、これは間違いでした、ということに結果的にはなるわけですが、5メートル50で構いません、じゃあ、過去議会に出された資料は間違いだった、ということになるわけですね。これをもとに懇談会も一生懸命建設計画を検討して、何人かのメンバーの方が、文教委員長を初め婦人代表、子供会代表、社会教育委員の方、勤労者代表、議会に今出てきておられる沢田議員などもいらっしゃいますが、全く間違った根拠をもとに資料の提出を受けて懇談会では検討してきた、

議会でもそのように認識してきた、ということになりますね。

この点については、市長、どうお考えになりますか。

○議長（小山良悟君） 市長。

○市長（森田喜美男君） いわゆる道路という基準になるものですが、その道路は、私は多分この場合、地域でもかなり重要な道路ということで、その道路に該当するものは、ということが前段ではないかと思っております。したがって、当該地はこれでよろしいというふうに今担当の方で答えましたので、なるほどと思ったところでございます。

○議長（小山良悟君） 古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君） それは、市長、なるほどと今思ったのはわかるんです。我々もなるほど、と今思ったわけです。しかし、過去に懇談会に出した資料、議会に参考資料として出した資料には、この区域は該当します、という資料を配っているわけです。今、該当しないことが議案上程の日にはわかったということは、どういうふうにお考えになりますか、と私はお聞きしているんです。わかったことは、わかっているんです。

○議長（小山良悟君） 市長。

○市長（森田喜美男君） あらかじめ説明すべきだった、とこのように感じております。

○議長（小山良悟君） 古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君） この資料は、過去に市議会及び懇談会に出された資料は、だれがおつくりになったものですか。国立公園内のいろいろな規制をこの地域は受ける、ということ、特に道路からの境界規制の対象になっている、ということをやわざわざ書いて、10メートル下げたところに計画建物の位置を示してあるわけです。ですから、当然区域に入っている、というふうに皆思って審議をなさったはずですね。この資料をつくった方は、安曇村でつくった、ということにはならないと思いますね。この建物をつくるのは日野市ですから。これでは、ちょっとお粗末じゃないですか。何か御回答をあったらお聞かせください。

○議長（小山良悟君） 建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君） この資料は、私の方でつくりました。これをつくるときに、一応まだ設計の委託の段階で、長野県の方とも打ち合わせをしまして、基本的なことだけを聞いてまいりまして絵図にした、ということでございます。

先ほど、市長もおわびしましたけれども、この実施設計ができ上がりまして中間で議会の方へ、私の方からこういうふうに変わりましたよ、というふうな変更の報告をすればよかったんですけれども、そのまま来まして、きょう初めてこの契約議案の中で出て

きた、ということは、本当に申しわけございません。今後、こういうことのないように注意します。

○議長（小山良悟君） 古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君） あえて、これ以上申し上げませんが、先ほど私が、建物の壁の線から道路までの規制はどうなっているか、ということをお聞きしたら10メートルだとおっしゃる。だから、じゃあ、この図面を見ると10メートルになっていないから、どうですか、ということをお聞きして、やっと今のやりとりになったわけですね。何かかなり前にも10メートルの対象に入らない、というようなことがある面であって、いたようなこともおっしゃりたいようなんですけれども、今までのやりとりをお聞きいただければ、この点、ちょっと市側の対応としては、今後大いに反省していただいて、この教訓を生かしていただきたい、というふうに思います。

ことほどさように、いろいろ事務執行上、議会が指摘をして初めてわかったわけですが、こういうことが、番地の表示が違っているとか、いろんな規制の面のことをよく御理解なさっていない。しかも、それを議案の資料としてちゃんとお出しになる。もう少し緊張してお仕事をやっていただきたいと思いますし、私どももそういうつもりで議案審査に臨んでおりますので。

そういう中で一つの結論が出たようでありますので、これで質問は終了いたします。

○議長（小山良悟君） ほかに御質疑はありませんか。土方尚功君。

○6番（土方尚功君） 簡単ですけれども、ちょっとお聞きしたいと思います。

外観の図でありますけれども、色の関係等は当然ほかの景観にマッチするように、ということで配慮されていると思うんですが、どういったような配色になるのかを1点。

それから、建築工事あるいは電気設備、この内容の数字のことは結構なんですけれども、1階に床暖房という新しい設備といいますか、市の施設では比較的新しいあれで入ってきたと思うんですけれども、ロビーだけが床暖房という形なんですけれども、特段にそこだけをした、というような背景があるかどうか。そして、また、床暖房の方式が電気関係なのか温水なのか、そこら辺をわかったらお願いをしたいと思います。

それから、合併浄化槽、特にこういった地域ですから、排水の関係等も十分考慮された中でこういう方式がとられたと思うんですけれども、どの程度の能力まで対応され、そして最終的には水路への排水、そういったものがあるのかどうか、そこら辺についてお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（小山良悟君） 建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君） お答えいたします。

色の方でございますけれども、これはかなりの制約がございまして、自然のマッチということで、例えば屋根なんかの場合、真っ赤な屋根はいけないとか、そういうふうな形の中で非常に地味な色、自然にマッチした色、というふうな色に指定されております。

それから、一般的に外の面になりますけれども、外壁なんかは、やはり自然にマッチしたような色、要するに茶系統とかクリーム系統ですか、そういうふうな色を指定しております。なお、パースがもうできておりますから、一度、今度また、ごらんになっていただければありがたいと思います。

それから、暖房関係についてはほとんどが電気で作る、というふうな形をとらせていただいております。それから、ロビーだけでもなく、もちろんここは寒いところでございますから各部屋の暖房もそういう形でとらせていただいている、ということでございます。

それから、浄化槽の方でございますけれども、浄化槽については、まず能力の方から申し上げますと105人槽でございます。それから、この容量については、収容人員が50人で従業員が8名ということで58人という形をとっております。なお、その容量は39立米でございます。処理方式については接触曝気法式でございます。流入水質が100で放流の方が30ということでございます。

以上です。

○議長（小山良悟君） 土方尚功君。

○6番（土方尚功君） まことに申しわけないんですけれども、1点目の自然にマッチをするべく、というようなことは私の方から質問した中で当然言ったことであって、こっちで聞いたのは「色の色調はどのような感じですか」というようなことで聞いたのに対して、「屋根は赤い色が云々」だとかいう話がありました。極端なことを言えば、もっと専門的に木造部分はカラーベスト・コロニアルとか、そういう形で聞いたんじゃないくて色ぐあいを大体聞いたわけですから、今、どうも、ちょっとパースの問題も出てきましたけれども、基本的には、じゃあ、落ち着いた色調の、屋根が茶色っぽい色で、外壁についてはクリーム色、あるいは茶色、そういったことでコントラストをうまくあわせてやった、というふうに理解してよろしいですか。

それから、浄化槽の方は105人ということで、最終的な排水は39という説明を受けましたのでわかりました。ただ、床暖房ですけれども、暖房の関係も、当然各部屋の暖房

は、ここにもあるとおり寒冷地対策としての温水ヒーター、これの循環ポンプで、要するに温水を使ってやるということは明らかなんですね。私の聞いたのは、ロビーの部分で初めて出てきたんで、というような質問でありました。これについては、たまたま今電気という回答がありましたけれども、循環器での要するにポンプで温水が流れているとすれば、方式としては、これはコンクリートへの直接の床暖房方式だと思うんですが、これはあくまで予測です。そういうことからすれば、あえて、ここで温水と電気を分けたというようなことがあるわけですから、そこら辺がもし理由としてあれば御回答をいただいて、なければ、またあとパースの関係もそちらの課の方へ行って確認をさせていただく、というようなことを申し上げて、回答があればそれを受けていきたいと思います。

○議長（小山良悟君） ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって議案第39号、（仮称）日野市立青年の森・安曇荘新築工事請負契約の締結の件は原案のとおり可決されました。

本日の日程は、すべて終わりました。

これをもって、平成2年第1回日野市議会臨時会を閉会いたします。

午後1時0分 閉会

地方自治法第123条第2項及び日野市議会会議規則第81条の規定により署名する。

日野市議会議長 小 山 良 悟

署 名 議 員 田 原 茂

署 名 議 員 小 川 友 一

